

参議院地方行政委員会會議録第八号

(711)

昭和三十年十二月十四日(水曜日)午後
三時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 石村 幸作君
伊能 芳雄君
森下 政一君
小林 武治君

委員

小幡 治和君
佐野 廣君
齋藤 昇君
高橋進太郎君
加瀬 完君
中田 吉雄君
岸 良一君
館 哲二君
鈴木 一君

国務大臣

国務大臣

太田 正孝君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局長
常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)(第二十二回国会継続)

○昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

第二部

地方行政委員会會議録第八号

昭和三十年十二月十四日【参議院】

○委員長(松岡平市君) これより地方行政委員会を開会いたします。

地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案、両案を便宜一括して議題に供します。両案について御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○石村幸作君 自治庁にお伺いいたしますが、一昨日の小林委員からの質問に対して自治庁、たしか大臣が答弁せられたと思うが、こういうことを言っているのです。今回の不足に対する百六十億を政府が出したと、これはその目的以外の方面に使用されるおそれがあるから、それに対して政府はどう思うか、こういうふうな質問があった。政府はそういうおそれもあるから、なるべく他の方に流用されないように監督します、指導しますというような答弁があった。これはおそれなくこの提案理由の説明の中に、経費の基準額の問題ですが、こういうことが書いてある、投資的経費を是正することを第一とし、消費的経費については恩給費の算入不足を是正するにとどめてある、こういうことを言っている。これ以外のものに対しては使わせないようにすると、こういう意味だつたらうと思うのです。そこで今回の三十年度の措置に対して特別法で単位費用の改正をやっております。これを見ると、土木、教育、厚生その他いろいろな点において補正をしておるのでありますが、これは要するに百六十億を配付する一つの法的手段として単位費用の改

正をしたと思うのです。だから結論的に言えばここで投資的経費の是正、消費的については云々、これに限らないで、地方は百六十億を流してもらったなら何に使おうが自由で、何に使おうよりも、今まで使った金の不足を補てんするわけです。だから少し私には質問と答弁とともに実態と合っていないと思うのですが、どうですか。

○政府委員(早川崇君) 今度の百六十億はいわゆる補助金のように一つの事業なり一つの費目を限定したお金じゃありませんので、むしろ地方自治体においてそれぞれ自主的に決定すべき点は多々あると思ひますが、問題はこの苦しい国家財政の中で、特に本年度は地方制度調査会の答申の線に近い百八十億というものを捻出したのでありますから、この捻出すべき原因であつた面に支出するようにわれわれは期待するといふ趣旨でありまして、従つて当初われわれは〇・二五五分の期末手当なんかはこれにむろん加えておらなかつたわけであります。しかし今申し上げましたように、一般的に地方団体に支給するものですから、補助金のような厳格な使途の制限はございません。

○石村幸作君 そうするとお含みは、要するにあの金を年末手当の増額等に流用するな、こんなふうな含みがあつたわけですか。

○政府委員(早川崇君) むろんするなというわけじゃありませんが、これはまあ全然われわれの考へておる百八十

億財源措置にはむろん入っておりませんし、今後衆議院の付帯決議の線のように、この面はこの面として最大の努力を財源措置に対していたしたい、こう考へておる次第であります。

○石村幸作君 けっこうな御答弁で満足いたしました。

次に地方交付税というものは原則として地方団体の必要とする最低の主要一般財源はこれを保障する、こういう制度だと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(鈴木俊一君) お話のごとく必要な最小限度の額を地方団体に對して保障するといふ財源保障の意味をもつております。ただ以前の地方財政平衡交付金制度に比べますと、一定の割合の、すなわち二五五分という国税三税の割合のものがその財源として使われるといふことでございますから、地方財政平衡交付金に比較しますと、その保障の機能において若干固定的でございまして、少し弱いという感じがいたしますが、しかし財源保障という面を一つの機能としてもっているわけでありまして。

○石村幸作君 ここでこの地方財政を不足だと、こういう問題を検討する基礎になる数字なんですかね。財政計画上のものと交付税の算定上のものと、これが原則からいって一致すべきじゃないかと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(鈴木俊一君) 財政計画は地方財政全体の観察をいたしますために、歳入歳出全体にわたりますして調査

をいたしましたして所要の財源というものがどのくらい不足するか、それに対してどういふ財源措置をするか、こういうめどを立てるためのものでございまして、お話のごとく地方財政計画と平衡交付金の、今の地方交付税の額というものは関連をもつてきめられなければならない。不足額を完全に補てんできればこれは一番望ましいわけでありまして、これは結局地方財政計画でどの程度まで財源不足というものを見込むかという問題とも関連をするわけでありまして。

○石村幸作君 お話の通りですが、その財政計画上の数字が大体それによつて過不足を見ておられるでしょうが、これは理論として交付税の算定上のやはり過不足と、これはどうしても合わなければならないのです。それが合わな

いというのは、今回改正される基準財政需要額の率、単価、これが直つたのでありますが、これが逆算で交付額がきまるたびにそれに合うように単位費用を直している。だから単位費用がうそだといふことなんじゃないですか、だから合わない。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘のようにおよそ地方団体の基準財政需要を算定いたします場合に標準的な団体を想定いたしまして、その団体で必要となる額、それに見合う基準財政需要における単位費用が幾らであるかといふことを客観的にはじき出して、それを全地方団体の分を積み重ねて行く。一方また基準財政収入についても、そ

ういうような客観的な見方をいたしまして積み重ねて行つて、その財源不足額をまた計算をし、それを積み重ねて行つたものが地方団体全体の財源不足額として出て来るわけでございまして、その額がすなわち財源不足額として見られる、こういう制度は従来の地方財政平衡交付金がそうであつたわけでありまして。しかしその制度の行われておりました場合におきましても、御案内のように実質的にはそういうような形には行われませんで、頭から財源不足額を地方財政計画において幾らと見るかというところで見て行つたわけでありまして。ですからお話のように、まず単位費用の方を定めて行つて、そして財源不足額を出して来るというのは望ましいと申せば望ましいかもしれませんが、せんけれども、実際問題としてこれは困難でございまして、やはり地方財政計画という上納格的な計画におきまして、抽象的に財源所要額をはき出して行つて、そして地方交付税が本年度は幾らになる、こういうことが出ました場合に、従来の地方交付税の総額を基礎にして定めておりました単位費用をまた是正をする、調整をして行く、こういうふうにするを得ませぬので、ただいまの制度の適用はそういうふうになつておるわけでござい

○政府委員(鈴木俊一君) それは私も極力単位費用を實際に即するよう直したいと考えております。ただその直す場合におきましても、現在の地方交付税なり、地方税なりのワクの中で直し得ますものと、その総ワクの中ではどうしてもまかない切れない単位費用は、實際に即するように直すならば財源をさらに見ない限りは総体としてやほしただけ圧縮される、そういうことになりまして、財源の総額がどの程度になるかということと見合つてやはり単位費用を直していくと、こういうふうにせざるを得ぬと思うのであります。ただそういう額にかかわらず直し得るものもございまして、そういうものは極力實際に即するように正をしていきたい、そういう考え方で従来とも所要の額の中でございまして、はやつてきておるわけでござい

○石村幸作君 そういうやむを得ないからそういう手続をとつておられるのでしょうが、私はそれは間違つておるのと思うので、やはり単位費用というものは、適正に實際に即したようにするものがほんとうだと思つておる。ただ元金がないから便宜上そうやっておくのだ、それは間違つておると思つておる。そこで私は、財政上のならみ合せを、基準財政需要額と主要一般財源との比較でして、これをはつきりして明確に始終していただきたと思つておる。当委員会からも、二十八年と二十九年の基準財政需要額と主要一般財源との比較を行政部門別、府県別等にして提出するように資料を要求してあつたのですが、どうしてもこれはお出しにならない。これはできないのでしようか。どういふわけだつたのでしようか。

○政府委員(後藤傳君) これは御趣旨がよくわからぬのでありまして、基準財政需要額というものは、単位費用を積み重ねて計算を出したものでございまして、単位費用の中には一般財源に当るものが落ちておるものであります。一般財源に当るものが基準財政需要額なんです。それでこれを比較されるのは私よくわかりませんので、それをお聞いしてから資料をととのえようということとておくれつたのであります。申しわけないと思つておる。

○石村幸作君 私が要求したのじゃないけれども、そういう記憶がありますので今ついでに申し上げたのです。○森下政一君 財政計画ですね。これまたいろいろ赤字が累積するようになつたといふことについて、財政計画それ自身が果して適正なものであるかどうかといふことについては、世間でいろいろ議論がやかましい。これはもう御承知の通りなんです。これは非常にあなたの方のやつておられる作業もむづかしい作業だとは思つけれども、各地方団体の實際を、数限りなく、相当数あるものを一まとめにして改革をしようといふところには実は相当な無理があると思ふので、ことに計画と實際とを対比してみたと、計画が實際と遊離しすぎておるといふような印象をどうも受けるのであります。こういうことでは私はどうも財政計画それ自体の信憑性というものが将来疑われるようになるのじゃないか、それでいよいよ政府は意を決して根本塞源的に地方財政の大改革をやるやうな計画を持つておいていかならうと思つたら、この際に財政計画の策定方式、それ自体でも何となく政府が一工夫をしてこれを改めて、非常に困難なことではあつても實際と遊離する度合いの少ないやうなものが出てくるやうな工夫の策定をなさる必要があるのじゃないかといふことを思ふのですが、その点どうでござ

いましようか、自治庁のお考えは。○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の点はまことにごもっともでございまして、地方財政計画を樹立するようにになりましたのは、平衡交付金制度が施行されるようになりましてからでございまして、当時の昭和二十五年の決算等を基礎にして逐次積み上げ、毎年ある程度の是正改善は加えてきたわけでございますが、たとえば当初は交付団体と不交付団体と一本にして計算しておつたとかそういうやうなこともございまして、また直ちに分けようといふにしても、なかなかすぐにはどういふうにして区分するかといふことも非常にむづかしいのでございまして、本年度からは交付団体と不交付団体の区分を明確にいたして、財源におきましても歳出の面におきましても計算をするやうにいたして参ります。そういうやうなことの結果といつたしまして、相当程度事態が明瞭になつて参りましたし、またかねて問題のございまして給与費の關係につきましては、決算と計画との間においては、四百二億円のズレがあるといふことが明らかになつたのでございまして、それが果して財政計画というものが国家公務員の給与水準といふものと比較をして、財政計画が正しくないのか、實際が正しくないのか、そこいらがはつきりいたさなかつたわけでございまして、今明らかになりました給与費、地方財政計画のうち一番大きい問題点でありまして給与關係の点も、これは今後は正でできると考えておるのであります。そういうふうないたしました三十一

年度におきましては従来問題となつておりました地方財政計画のすべての要素について再検討いたしまして、ほんとうに御趣旨に沿ひ得るような適正な地方財政計画にいたす。それに基いて財源の措置の面におきまして考慮をしていきたい。そういう考え方の方で自治庁としては今進んでおり大いに研究をいたしておる次第でございます。

○森下政一君 せっかくそういうふうな御意図があるならば、財政計画というものが適正なものだということ、抜本的な改革が前提条件だということ、その二つが、せっかく努力してもらいたいのと思うのですが……。

それから後藤さんに伺いたいんですが、これまで地方団体の赤字の問題につきまして、それは地方側が非常に放漫なものであるとか、あるいはそうでないのだ、中央の方が行き届かないためなんだというふうな責任論がずいぶん戦わされてきたんですが、今、何ですか、今日まで大体の実情が、地方団体が地方団体の自由の裁量をもつて仕事をし、使つて居るところの、固有事務といふんですか、そういうものに對する費用と、それから何といつたらいいんですか、義務費といふか、国の方から仕事を押しつけられて、委任を受けて金もらひ、どうしても義務づけられておる仕事をするために使つておる金というものを比較してみると、大体四分の三くらいは義務費というように當るのではないかと私は思うのですが、そんな割合じゃありませんか。四分の三、四分の一くらいは割合じゃないでしようか。

○政府委員(後藤博君) 全体の予算の決算を見ますと、大体七割五分が

八割くらいはいわゆる義務的な経費じゃないかと考えております。

○森下政一君 そこでそういう数字から類推して考えますと、地方側が非常に放漫であつて、ことに公選市長ができてから人気取りのためにいろいろ無責任な放漫な支出をする、そういうことが赤字の原因であるというように論議する向きがある。それも確かにあるだろうと私は思う。過言ではなからうと思ふけれども、すでに大体七割五分、八割くらい近くまでが義務だとする、考へてみますと地方の独自の裁量で使う経費というものが非常に少いのだというのを考へてみると、地方側がやり方が非常に放漫であるために赤字を出したというかりに事実があつたにしても、それは全体として見るとうとごくわずかなものじゃないかということが言えると思ふのです。そこで将来赤字をなくすることのために、結局私は中央が仕事を押しつけて、そして押しつけられた仕事をすること、調剤な財源を与えられていない、それをその仕事を完遂するために地方が自腹を切つてお手伝いしなければならぬというところが、実は非常に大きな赤字の原因をなしたのじゃないかということとを考へる。このことは、考へられることは、地方自治体のいわゆる自治的な機能といふものが全く拘束され、阻害されるだけじゃないか、中央が地方に何といふか干渉するといふか、中央が地方に対して非常に何といふか無理を押しつけるという結果になつておるということに赤字の原因があるのじゃないか。これは謙虚な気持で中央が反省をして、将来赤字を防止するためにはどうあるべきだといふことは謙虚

な気持で反省して改めなければならぬといふことがあつたといふふうに私は思ふのですが、そういう解釈は當つておらぬでしようか。

○政府委員(後藤博君) 赤字の原因を申し上げますと原因は地方にもございす。現在、赤字で苦しんでおる地方の内容を見ておりますと、二十六、七年ごろの朝鮮ブームの際に財政需要を非常にふくらましておるのであります。そのふくらましておるのであります。それで終るものでありますればまだよかつたのであります。後年度にいろいろな悪影響を与えるような財政上の伸び方をした、たとえば建物を建てるにいたしました、たといふ経常経費として将来残つてきておる。そのときの赤字だけじゃなくて、それが尾を引いておる。橋をかけるのであれば簡単なものであります。これは後年度に残りません。しかしながら施設を作るのであります。その施設は経常費として将来残つて参ります。従つて人間をふやしたり……将来経常費に残るような財政支出をやつたといふところが赤字の原因があるものであります。そういうときにあんまりそういうことをやらなかつたり、金の使い方をうまくやつたところではこれは黒字の団体として残つておるのであります。従つて現在の結果だけを見ますと、義務的な経費が非常に多いからと責めることはできぬのじゃないかといふことも言えるかと思ひますが、その義務的な経費の内容に入つて参りますと、果してこれは國が責任を負ふべきものかどうかといふことになりまふと、やはりそこには問題があるものであります。従つて義務的な経費が多いから全部それは問題は

もう國だけの問題に残つておるのではないかと……これは私は言い過ぎるのじゃないか。たとへば兵庫県のようないふ県が六つとも二十六、七年に作つた。そのために八百人も人をふやしたり、こういう状態がずっと続いておるのであります。従つてその圧迫が大きな赤字になつて出ております。一年に三億五千万円くらい、それだけ出ていく赤字があります。その根拠を断たない限りはやはりこの状態は続くのであります。ところがそれは國がやるべき額かといふことになりまふと、これはもう簡単に國が措置をすべき額だといふことは言い切れないのであります。そういうことであります。むしろ義務的な経費でありますから、さう落すわけには参りません。しかしながら長い再建計画を立てなければならぬと、その解決を再建計画の中であらなければ、おそらくあの団体は私は再建計画がでないのじゃないか、かように思つております。一つの例であります……従つて義務費が多いからこれは國が無理をしておるのだといふ結論に私はならないと、かように考へております。

○森下政一君 ただいまのような兵庫県の例なんかを聞かされるとおっしゃる通りだと思はれるのです。だから数多い府県あるいは市町村のことですから、具体的な例を抽出してあげられると、なるほどおっしゃる通りだ、そういうものもあるに違ひないと思ふのです。しかしながら、概して義務的な経費が非常に多いといふことは、やっぱり私は中央が地方に押しつけておつて、そして十分な財源措置をしていないといふことのために、地方が自腹を

切つて赤字に苦心しておるというものが概して多いという傾向になるのじゃないかといふことを私は思ふのです。そこでそうなることを私は一番心配なことは地方自治体といふけれどもほんとうの自治的な機能といふものが狭められるといふことになるんじゃないか。今太田長官がお見えですが、太田長官は長い間政治生活をやられてよく事情に明るくおられると思ふんですが、私は大へん勝手な言い分かもしれませんが、日本では地方自治制といふものは明治時代から確かにしつた、しかれたけれどもほんとうの意味の自治といふものが育つてきておるかといふことを振り返つて考へてみますと自治制はしつたけれども、ほんとうの地方自治といふものは今日に至るまでついに私は育つてこなかったと……これは言い過ぎかも知れませんが、どうもそういう気持がするのです。……

……という気持は、もう明治時代は一貫してやつぱり委任事務といふものが大部分であつて、自治体固有の独自の裁量で地方住民のためにそれぞれの団体が仕事をやる……といふことは、経費の面から實際を調べてみて非常に少ない。ことに満州事変から今度の終戦に至るまでといふものは、私は自治の機能といふものはそれまでに多少とも発達しつつあるものがあつたにしても、全部芽をつみ取られたような結果になつたと思ふのです。ことに今度の支那事變が始まりまして以後といふものは、かつて自治団体のやつた仕事といふものは、戦争遂行に協力する、中央の指示をそのまゝ忠実に順守するだけの仕事だつたと思ふのです。私はなほだ乏しい経験ですが、みづから地方自治体

に職を擧げて何をやっておったかというのを今振り返って考えてみると、全く戦争の遂行に協力した、もうことごとくそうです。国民精神総動員運動に始まって貯蓄強制——戦費調達のための貯蓄だとか、資源回収だとか、あるいは食糧増産だとか、あるいは軍人護衛だとか、銃後も戦場というようなことで徹頭徹尾やったことは何だったかと考えてみますと、地方自治団体といながら自治なんというものは何もない。中央の戦争の遂行に協力するといだけの仕事をめくらめっぽうしている。だから頼まれてやってきたと思うので、私は全くその地方自治というものはなくなってしまうと、こう思うのです。終戦になりましたから今度、にわかに地方自治法が制定されたり、地方財政法なんというものが制定されたり、もう法律の面からいきましても、あるいはいろいろの行政委員会なんかができたりして、形の上では非常に地方自治というものが伸ばされたように見えるが、これは考えようでは占領軍のいわゆる占領政策でそういうものが押しつけられたが、そうしてまたシャブ勸告による税政改革なんかで地方固有の財源ができるということではいかにも財政的な裏づけも与えられたようであつたと思うんですけれども、ことに今年になって振り返って実績から調べてみると、いろいろの制度の上では民主化された地方自治が伸張するようないことが行われたけれども、十分の財政的な裏づけがほんとうはないんだというところになってしまつておると言えると思うのです。私はどうしてもこの際抜本的な赤字封じの改革をなさるにについては、自治庁長官非常に政治的な経

験の豊富な方なんだからこの際地方自治というものがほんとうに育つような工合に考えていただかなきゃならぬのじゃないか、そういう点から私はこの前本会議でもお尋ねし、自分の貧弱な意見を申し上げたんですが、どうしても私はこれがためには地方の固有の財源をできるだけ潤沢にするという以外にまず何をいっても手はないのじゃないか。いろいろ改めるようなところがあるでしょうけれども現状では固有財源というものをふやしてやる、そうして地方がその財源の範囲内において自由な裁量で仕事をやる、地方住民のためにほんとうに、いい仕事をやっているというようにすることにならなければ、中央に依存しなきゃならぬというふうな状態に地方自治を置いておいて、そうして中央の官庁がことごとく地方に干渉して、しかもわずかな金を与えて多くの仕事を与えるなどということでは、私はもう赤字というものは防止できないと思うのです。私はそのような考え方を待つのだが、一つ自治庁長官の御意見を伺い、批判してもらいたいと思うのです。

○国務大臣(太田正孝君) 森下さんのお話の通りに私も感じております。戦前におきまして地方の固有事務というものに非常に狭められ、ある意味においてはほとんどないような場合もあつたと思ひます。ことに戦争遂行のために国の財政上の関係もございまして、貯蓄の問題であるとか、公債の消化であるとか、実は私もそういうことには太鼓をたたいた方でございますし、ずいぶん無理をいたしました結果、地方自治というものはほとんど名ばかりになつたということは御指摘の通りでございます。戦後におきまして占領軍の政策の中で、憲法上初め各種の自治制度が認められたことは制度としてけっこうと思ひます。しかしこれをこなす力が地方にも十分あつたかというところ、私はそこがいわゆる放漫の財政、放漫と申しますか少し気のゆるんだ地方財政が起きたんじゃないかと思ひます。ただしこうなるについては私は不親切といふことを申しますが、国の方でも不親切で、今森下さんのお話にあるごとく財源をつけずしてあれをやらせ、これをやれといつた。これは実は両面待って今日の情勢になつたのではないかと、私はどうもそれが正しい判断のように思ひます。従つて今回三十年度の措置をいたしましたけれども、全部の問題は実は三十一年度以降に立て直すという建前で追い込んでおります。御指摘の歳入と申しますか、地方に的確なる財源あるいは弾力性を持った財源、これが大きな目じるしかと存じます。従つて税制につきましても第一にこれに手をつけなければならぬと思つておりますが、弾力性のある、行い得る地方行政というものをいいたしたいと思ひます。同時にあるいは借金、公債の整理にいたしても、国との管をつないでいく地方行政組織にいたしまして、全部手をつけなければならぬと思つたのでございまして、通俗な言葉で言えば今日の地方は一種の整理状態に入つておるのでございまして、この整理をするにつきましても地方も力を尽し、国の方も親切にこれを見ていく、大体地固めができつつあるとかと国の財政などを申しますけれども、地方のことを除いての、地方の足場を持たない

い多少の地固めができた程度でございまして、国の財政といたしましては地方とにらみ合せた場合におきましては非常にじくじたるものがあるのではないかと、かように考えております。

○森下政一君 そこで政府の意図しておられる二十八、九年度までの赤字対策である再建措置法、これは衆議院の修正が行われまして、原案に比較いたしましてよほど緩和されたとは思ひますけれども、この方式で赤字を二応たな上げをしよう、これはしさいに見て参りますと、修正が行われたけれどもまだ私は中央が地方に対する干渉というか、これは赤字補てん債の発行を認めてやつて、しかも八カ年間に収支の均衡のとれるような健全財政の段階に生まれ変わらせないかというのですから、中央としてはやむを得ぬかも知れぬのです。いんや利子の補給までしてやろうというのだからやむを得ぬかも知れぬけれども、どうも私は地方自治体というものを手かせ足かせで縛つてしまふような行き方だと思ふ。これは必ずしも政府にはそういう意図はないのかも知れないけれども、悪く解釈しますといかにも中央集権を強化しようとか、官僚統制を強化しようといふような底意があつてこういふような案を立てておるのではないかと、結果においてそうなりはせぬか、これではもう地方自治体というもののいわゆる自治的な機能というものはほんとうに狭められておる。しかもどう考えてももう地方団体は相当諸般の節約も限度にくるまでやつておるでしょうし、また地方住民の負担という点ももう限界に達しておるのだと思ふのに、なお健全財政の団体に更生することのために

中央が地方に対する税負担その他についてもいろいろの要求をしていくという限りにおいては、これは私はもう地方自治というものが伸張する筈だなどというところは思ひません。それに比較いたしまして三十年度のこれはまあ年度の途中であつて決算に至つていないのだから今度のような措置をされるのは当然かも知れませんが、私の考えとしては、交付税率の引き上げによらずして、引き上げにふさわしいようなちやうど見合ふところの財源措置を講ずる、そして交付税を配分すると同じような工合に地方に金を与えてやる、このおとしやるならばの方が割に再建措置法に比較しますと、地方自治体の苦情も少し、世間もこの方が好評な様子が見受けられるのですが、二十八、九年度の赤字の措置も何とかさういふような措置もとれなかつたのであるうか、今のやり方では非常に三十年度の措置とは事情が違ふけれどもわかりませんが、まるで様式が違ふ。そこに先刻来私が言いますようないわゆる中央集権化だとか官僚統制だとか、地方自治体が萎縮していき、自治機能が抹殺されるようなきらいがあるように思ふのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田正孝君) お言葉のうちいろいろ御忠告のことがありましてありますがどうでございます。中で二十九年度までの再建債処理の問題につきまして自治をこわすような官僚的あるいは強い権力を出すようなことは私はちつとも考えておりません。修正の点におきましていろいろ実務者の立場から言えば公平に正直に地方自治をやつておるところと、赤字を出したところとの差などもございしますが、私とい

たしましては自治の本来の精神をくずすことのないようにあの再建債処理もやっていた、たとえ勧告ということもいけなく、いろいろの点もございしますが、やり方によりましてはおとなしくやわらかに、しかも目的を達することができると思います。権力を押しつけて自治を破壊するということなことはせつかく戦後できたこの制度に対する矛盾でもございしますので、盛り立てていくようにいたしたいと思

います。再建債処理の問題とからんで三十年度の問題にいたしましては実は私白状いたしますと、財務当局なんぞのこれに対する考え方は私とは相当違っておりまして、三十年度の問題にいたしたところが、この春以来の国会において相当処理すべきものがあつたのではないかと、私がここに入つて来て今あのときの埋め足しをしたぐらいでは私の気持ちに合わない。けれどもあつたままです。出するに相当財務当局も動いてくれ

て、不足ながら三十年度の臨時措置もあつたのでございまして、二十九年度につきましても決算もわかりましたし、私は次長等からお話をありまして、私は政府資金にいたしまして、たとえば政府資金にいたしまして、あるいは地方債にいたしましては形を直しつつ進んでいったらいいと思う。全部の精神が、自治をこわそうというふうな考えは毛頭ございせん。これを育てつつしかもたくさんある地方団体でございまして、全体を見渡しますと、いふと、あああんなに赤字を出して金をもらうのか、おれの方は一生懸命やつたが、この点はよく考えまして自治の発展していくようこの赤字を何とか

か処理したいというのが私の気持ちでございます。○森下政一君 自治の発展に一つ貢獻するような改善策を講じたいという自治庁長官のお言葉に十二分の信頼を寄せまして、一まず私人発言してありますから、これで終わります。○小林武治君 私はこの際ちょっと関連の問題だけ一つお尋ねしておきたいのでありますが、町村合併の關係に伴う郡の問題、この問題を自治庁長官は何か始末する必要があると思つておるかどうか。郡は今行政区画でありませんが、選挙の区域その他に非常にたくさん使われておる。ところが市がた

さんできたために郡が支離滅裂になつておる。これを何とかすることがやはり行政効率を高める上においても必要だと思つておるが、これについてどういうお考えを持っておるか、ちょっと伺つておきたいと思つておる。○國務大臣(太田正孝君) 小林さんの御指摘の通り、私は実は選挙などに關係して、郡というのはあのときは役に立つて、ほかには何も關係ない。町村合併促進法の中でも今次長から承わつたのですが、郡の処置というものがあつたのでございまして、御趣意の点、御趣意の点というのはおそれる郡を廃止するお考えかと思つておるが、だんだんそういう方向にいくのではないかと

思つておられます。私まだ深くその方を研究しておりますので、次長からそれを補足して申し上げます。○政府委員(鈴木俊一君) ただいま御指摘の点でございしますが、大臣が申し上げましたように検討を要する問題だと考えております。地方自治法の中には御承知のように郡の名称及び区域を変更する手続がございまして、現行法におきましても合併等の關係ではなはだしく不均衡になりまして、現行法に於いては調整することが可能になつておるのであります。今日ではもう御承知のように行政区画ではなくて、単なる地理的名称といふことになつておるわけでありまして、が、しかしやはり歴史的な沿革とか、その他いろいろの關係がござい

ますので、これをどういふふうに変換をしていくかということがやはり地方制度上の一つの大きな問題だと考えております。郡の問題、府県の問題、いずれも一番基礎になります。市町村の大融合が行われた後でございまして、当然根本的にどうするかということをお尋ねするわけにはなはたぬと思つておるが、とりわけ郡の問題は御指摘のようにもっとも差し迫つた問題でもありまして、私もさういふ問題でもありまして、慎重に研究して参りたいというふうに考えております。○小林武治君 今の問題、実は私も選挙制度、選区画の問題、現にいろいろ研究中でございしますが、どちらかと申せば県會議員の關係もあるし、至急何とか始末しなければならぬ。しかしその手続も今の自治法にまかしておいてはできない。これはもつと根本的にこの法律によつて始末しなければならぬと思つておる。この内容を私は注文として次の国会あたりまでには何か自治庁としての案をまとめてほしい、こういうことを強く要望しておきます。これはもうじきに御承知のように小選挙区制の問題も議題になつてきておりますから、どうしてもこの制度をしなければならぬ、という段階に

きておりますから、特にそういう注文をしておきます。なお私は今議題になつておる問題について續いてお尋ねしたいのでありますが、再建債法も今度は特別措置法もいずれもこれは暫定的の処置、これはもう皆さん御承知の通りでありまして、政府も三十一年度にはこれが根本的に解決の道を講ずる、こういうこととお話のように交付税を要するとか、税法を直すとか、いろいろ問題があるものであります。何にしてもできるだけ私はやはり地方の財政規模の縮小ということをお政府としても真剣に考えなければならぬと思つておる。それにつきましても私は必要な方法としては、自治法の改正がどうしても必要だと思つておるが、だからこれはおそれるこの次の国会までにはおやりになると思つておるが、自治法の改正はほんとうにお出しになるかどうかというところを一つお約束ができるならばしていただきたい。○國務大臣(太田正孝君) 御指摘のよう

な事情でございまして、自治法の改正は出したと考へておられます。○小林武治君 これは私がお約束をいたしたと了解して、その点はこのままにいたしますが、なお自治法の内容については、この前政府は衆議院に一応お出しになつておる。この内容を私は徹底的なものだ、もつと一つ考へてもらいたい、というふうにして思つておる。これは、しかし財政規模の縮小は単に自治法の改正だけではできない。私は先般予算委員会でも言つたのでありますが、やはり一番大きな問題は、教育委員会の問題であります。この市町村の教育委員会は私も廃止すべきものだ、というふうには確信をしておりますが、もとの自治庁長官の塚田氏も、また川島氏も市町村の教育委員会廃止に賛成だ、こういうことを言つておられます。また地方制度調査会もこれを廃止の答申をしておる。従つて今度の地方問題の責任者である太田長官は、この市町村の教育委員会を廃止することについて賛成であるか反対であるか、一つあなたの意見を聞きたい。○國務大臣(太田正孝君) 私は大体党議においてもそういうふうな傾向にありますので、賛成するつもりでござい

ます。○小林武治君 これはむろんわれわれの委員会でも処置はできませんが、一つ地方を担当する關係をいたしまして、ぜひその方向に力をつけてもらいたいというところを強く希望いたします。それは言うまでもなく市町村における全く一致した希望でありまして、このくらいはつきり一致して決議をしておる問題も少い、というふうには思ひますから、ぜひこれは次の国会において、何らかの処置されんことを特に要望しておきます。なお、私は前の国会で、自治庁が公務員法の改正でもつて停年制の問題を打ち出しておられる。これは私その後各地方団体に當つてみたところが、全くこれは一致して希望しております。従ひまして前回はこれについて文部大臣が反対をしたということ、結局政府原案としては停年制の問題を除外して国会に提案されておる、こういう事情にあるのでありますが、この停年制をしつことこの可否ということにつ

ての、長官の一つ考えを伺っておきたい。

○政府委員(早川崇君) 先般保守合同をいたしました自由民主党の政策綱領の中に、地方公務員の俸年制の実施や項目が明確に記載されております。従ってその線に沿って現在自治庁において検討中でございます。

○小林武治君 これはもう要するに政策にうたがったところだけではない、何にもならない。せっかく保守合同もできたし、いいと思った政策が実現する、こういうことでなくてはわれわれは何の期待もできない、こういうふうに思っています。せっかくいい政策をうたわれておる限りは、これは次の国会において一つぜひ提案をしてみたい。

○これにつきましては、私最近文部大臣の意見を聞いたのであります。が、文部大臣はわけのわからぬことを言っておる。教員は五十五才以上の者はあまりないからその必要はない、なければこれをいかに、かえって五十五才まで教員の寿命が伸びるからいい、これは非常に妙な議論でありまして、伸びたらなおけつこうじゃないか、こういうふうにも思っています。そして、そういう理屈では通らない。従って私はこれは教員でも一般地方公務員でも平等にされるべきだ、また伸びればなお教員のためにつこうなと、とじゃないかと思ひます。からして、文部省の誤った考えを私はぜひ正してもらいたい。従って公務員法を出される場合には、一律にやっていたきたいというところを一つ強くお願いしておきます。いずれにいたしましてもこれらの重大な問題はなかなかまやましいことでは実現できない。しかしして

われわれとして正式にこのことを注文するのはこの機会をおいてない、すなわち通常国会もすぐ始まる、そういうふうにも思ひます。からして、それらの政策の実現というところについて一つ責任をもつて強力に推し進めてもらいた。そうでなければ私は今度の間に合の措置というものは何にもならぬ、こういうことをまた毎年、来年また出すのじゃないか、こういうことを心配しておるのであります。かような臨時措置法は今年を最後にしてもらいた。というところを思ひます。であります。うな強力な一つ改革措置が必要であるということをおえて申し上げて、特別お願いして私の質問を終わりたいと思ひます。

○伊能芳雄君 地方財政再建特別措置法案、この法案に即して少しお伺いしたいと思ひます。第一は、十五条の衆議院修正案によりまして「政令で定める基準」という言葉を使っているのです。「政令で定める基準による」と。これはおそろしくこの気持は、一般起債は六分五厘の利率を払っている。この赤字の整理のために一ぺんに三分五厘に下ると、この間に非常なる不均衡が生ずるから、この不均衡を政令である程度まで緩和しようというねらいである。私は私に思ふのですが、この政令はどんな内容を持つものを作ろうとおるか、これはぜひ伺つておかなければならないと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(後藤博君) 十五条の政令で定める基準につきましては、現在関係方面と折衝をいたしております。私どもの考えをいたしましては簡単に申

しますれば、赤字団体の中で再建計画を非常に長くかかるような団体について利率を軽減して、従つて補給率を多くして、従つて考え方ではないかと考えております。

○伊能芳雄君 つまりそうすると、政令で定める基準により、年五分」というのは最高五分として差を設けよう、利率に差を設けよう、その状態によつて差を設けようというのが今の政令の案ですか。

○政府委員(後藤博君) さうでございます。ある一定の段階までは六分五厘で大体利率補給しない、六分五厘の限度までやる。それからある一定の段階から五分くらいまでの限度でもつて、五分以下に下つて赤字の再建に非常な困るような団体、そういう団体に最高を出していくというふうな考え方でありまして。

○小林武治君 関連して。その点を一つ念を押しておきたいのです。実は私はこの衆議院の修正が、むしろまた還当を欠く、こういうふうな思ひで、できたらこれを修正したいくらいに考えております。従つて今のうちに政令で定めて、そして今の五分でなくある程度段階を設ける、こういう方法を私はむしろ歓迎すべき方法だと思ひます。今の公平の観念から行きましても、できるだけ最高五分を払うというふうなことは少くとももらいたいという希望を私は持つております。が、その政令の内容はいつごろわかりますか。

○政府委員(後藤博君) ここ数日の間に固めたいと考えております。大体御趣旨のような線で非常に長くかかる団体に対してこれはまあ負担軽減の意味

もございまして、利率補給を多くして、従つて考え方である折衝いたしております。

○小林武治君 今伊能さんのお話もあり、私はそういう方法を強く要望しておきます。から御承知願ひいたします。

○伊能芳雄君 それで再建整備の対象になる赤字と用意された起債のワケ二、百億、これははいよいよ二十九年度の赤字はわかつて見ると足りないだろうというところを相当われわれは考えるのですが、そういう場合に査定してあるものは十億ほしといつても七億やるのだ、あるいはお前のところは六億でがまんしろというふうな査定を加えて、二百億に迫り込もうという考えですか。その点はどうかお考えですか。

○政府委員(後藤博君) 査定を加える意思はございません。本年度内に二百億で足りませんので、必要があればさらにワケをふやしていくということに、大体大蔵省と話をきめておりますので、必要に応じて起債のワケをふやしていくつもりです。

○伊能芳雄君 そうすると、二百億のワケというところはあまり窮屈に縛られないで、今年度は二百億に一応しておくれども、今年度もいろいろそれに対して調査をした結果、割り当てていって足りなくなつたら来年度にはほとんどやめて、大体赤字をみんなこれであつた上げてやれるという了解が大蔵省とついております。

○政府委員(後藤博君) 一応本年度だけ足りない分は足していく、来年度の分は三十一年度の予算との関係、投融資計画とも関連がございます。予算と投融資との関連がございますので、それはまあ現在われわれの方は要求は出

してあります、しかしまだまとまつた話し合いになつておりません。

○伊能芳雄君 さらにこの二百億のうち五十億の政府資金の方は何年ぐらいの起債になる予定ですか。また残りの百五十億円の公債、これは何条でしたかね、なるべく早い機会に長期債に直すというところをうたつてあります。が、そのなるべく早いというのは、大蔵省の了解においては三十一年度、一ぺんに百五十億ぐらゐ長期債に直せるというお見込みであるか、あるいはこれを二、三年もかかるというお見込みであるか、この二つをお伺いしておきます。

○政府委員(後藤博君) 現在の償還年限は大体この再建計画に合わせて最長八年、一応再建計画はこれに八年と書いてございまして、大体八年ぐらゐの線を考えております。それから来年度百五十億の振替分は、私どもは金額としては政府資金に振りかえてもらいたい、またそういうふうな言明であつた、かように考えております。

○伊能芳雄君 今の後段の分は、大蔵省がいらないので、私はここで確かめるわけにいかないのですが、自治庁は大蔵省と話し合つて、大体そういう確約ができておるんでしょ、か、来年度、三十一年度において全部長期債に直すということ。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの点は、大蔵省との間におきまして閣議決定を最後にいたします。いろいろ経緯のあつた点でございます。法案におきましては、昭和三十一年度以降なるべくすみやかにというふうな書いてございまして、これは本年度においても、できれば本年度もということ

でございますが、三十一年度において切りかえる、こういうことを暗に含みとして話し合ひをいたして来ておるのでございます。来年におきまして特別に事情の変化がない限りは、そういう建前でいき得るものと私も考えております。

○伊能芳雄君　そこでこの二百億も、もっとふくらませるという御要求が地方団体からもあり、また地方制度調査会の答申でも、二十九年年度の赤字が出た以上は、赤字の結末はつきりした以上は、この二百億では足りないから広げるという答申があったのであります。別に広げなくても実質上においては心配ない、こういうふうな考えていいんでしようか。

○政府委員(鈴木俊一君)　ただいまの点も重要な点でございますが、先ほど後藤部長から申し上げましたように、これはあらかじめワケをきめておいて、それだけばんと出すと、こういう、たとえば一般補助事業の起債のようなもの、と性格が違つてございまして、一つ一つの団体の再建計画ができて参りまして、その再建計画においてだけ赤字としてたな上げしなければならぬかというものが、審査の結果明らかになりますから、その額というものは、これは必ず再建債として見ていかなくてはならぬわけでございまして、従つて結局だけのワケを予定するかというところは、予算及び投融資計画の關係において大体年度のめどをつけないければならぬと存じますが、しかし一つ一つの問題として、かりに予算なり、あるいは投融資計画のもとにおきまして狭いワケがきまりまして、現実的に再建計画の上で起債としてさら

に認めなければならぬという事態が生じた場合におきましては、これはやはり予算的には予備費なり投融資計画を改訂する、こういうようなことによつて穴埋めをしていかなければならぬ、こういうふうな考へておるものであります。そういう意味でワケそれ自体は私もあまり重要に考へておりません。出て参りましたものは審査の上必ずこれを認めるべきものは認めます。こういう考へ方にいたしてあります。

○伊能芳雄君　今の起債のワケの問題は、ただいまの御答弁を信頼して、私もこれはこれ以上広げようという要求はいたしません。ところで、この法案全体の精神は、赤字を出した団体は、まあ自治庁を初めあらゆる機関が協力をして、この赤字の克服に努めよう、こういう強い趣旨がこの全体の精神だと思つて、この中で一番一致の線を破るのは、地方自治庁の初めの原案にあった教育委員会の予算送付権停止の規定を削つた点だつたと思つて、せつと一つとしてやろうな態勢をこの法案が作つておりながら、教育委員会の予算送付権を認めておるというところは、一致の態勢を大きくくずすものだと思つて、この点の法案における一番大きな私は欠陥であると思つて、私は長官にお伺ひしたいのですが、政務次官のこれに対する御見解を伺ひたいと思つております。

○政府委員(早川榮君)　ただいまの御趣旨の点は了解できますが、実質的には財政の再建計画のワケ内で処理し得ることになりますので、実質的には支障はないものと思つております。

○伊能芳雄君　実質的には支障がない

と云うけれども、表の方からやらないで、裏の方で締めようという考へで、裏口の方で締めようという考へたのでありますが、それなら初めから自治庁の原案にあったこと自体がおかしいので、あれを削つたといふことは大きな欠陥だつたと思つて、これは実際にこの法案を初め作るに、私も、私もそれができたときに、なぜあれを削つたかといふことについては非常な不満を持つたのです。今になってこれを復活するといふことは、今日の情勢では日

も間に合いませんので、私もこれはこの点に触れないでおくのですが、将来何かの機会にこれは大きく考へなければならぬことであり、先ほど小林委員からもお話がありましたように、もつと元から除くといふことも大きな問題だと思つて、少くとも再建整備をするといふときに、この団体が予算送付ができるというふうなことは、実際に面納的なこの法案の内容としてはまことに遺憾にたえないと思つて、これ以上私はこの問題については申し上げません。

次に非常にこまかいことについて。条文の問題になりますが、二条の三に「特に必要と認められる」といふ言葉を使つて、課税をしてはいけないといふことですね、増税をしてはいけないといふことがあるのです、二条の三に、赤字を出した以上は、やつぱり私は人の厄介にならずに、自分でやろうとすれば、増税をやつても人よりもよけいな仕事をし、あるいは何らかの理由で赤字を出したのですから、これを非常に弱めてしまつてゐるやうに、「特に必要と認められる」といふやうにうたつてある、これはどういふときにどういふことを予定しておるのですか。また「特に必要と認められる」といふことは、これは次長でもけつこうです。

○政府委員(鈴木俊一君)　第三項の、増税の場合には「財政再建のため特に必要と認められる昭和二十九年年度の赤字団体に限る」との点のお話でございまして、そういう場合、増税はその場合だけ、その点でございまして。

○伊能芳雄君　そうです。

○政府委員(鈴木俊一君)　この点は、これは当初の案におきましては、増税と経費の節約といふものを、むしろ増税の方を第一に書き、経費の節約を第二に書く、こういうふうなことで、まあ順序はともかくといたしまして、両方のウェイトを同じくしに考へておつたのでございまして、やはり全体の今日の國民負担といふようなことを考へまして、また負担の均衡といふようなことを考へますといふと、再建計画の実質的な財源を節約と同じウェイトにおいて増税に持つていくことはいかかかと考へまして、まず第一義的には節約をすべきである、それでもどうしてもやりくりのつかぬところが増税の方式による、こういう考へ方でありまして。

で、「特に必要と認められる」といふのは、その団体といたしまして、財政再建のためには経費の節約だけではどうしてもやつていけない、増税が必要であるといふ場合に、そういう赤字団体がやれるといふわけでございまして、これは結局財政再建計画におきましてきめられることであり、従つてこれは議会の議決といふことが基本的な要件である、また具体的に財政再建計画におきましてそういうふうなきめ

まして、今度は具体的税に關する条例におきまして、そのことを議決しない限りは実行できないのでございまして、これはあくまでも議会の議決といふことが基本的要件になる、こういうふうな考へます。そうして果してそれがこの財政再建のために特に必要であるかどうかといふことは、自治庁の承認を得ます際にございまして、審査の対象になるかと考へております。

○伊能芳雄君　増税ですから、税率を變えるのですから、これはもう當然議会の議決を経なければならぬことはよくわかつておりますが、第十七条に非規定を大体どういふような場合といふふうに考へておるのじゃないか、たうかといふことで、今の答弁では大体団体の意思によつてきまる、つまり特に必要といふのは団体の意思で自主的にきまるといふふうになつた方がいゝのですか。それでいいのかどうか、十七条と關係はないのかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君)　これは十七条は特に國が特別に赤字の多い団体につきまして、やらなければならぬやうな公共事業その他の事業について負担率を特別に上げてでもやらせるやうにしなればならぬといふ場合に該当する規定でございまして、これは非常にまあ事業自体の國から見ました場合の必要性と、それをやらなければならぬ負担をどうする地方団体の財政状況と、両方にらみ合せてこれを勘案する規定でございまして、少し性質が違つてゐるものであります。こちらの最初に御指摘になりました点は、その団体として果して経費の節約がやれるか

やれないか、やれないから一部は増税にしよう、こういうことでございませう、やはりこれは団体の自主的決定というところが根本条件であるというふうに考えております。

○伊能芳雄君　そうすると、むしろ範囲は二条の三の方がずっと広いというふうに、一応抽象的には考えて差しつかえないですか。

○政府委員(鈴木俊一君)　その通りでございます。

○伊能芳雄君　次に私はこの期末手当に關する政令のことで少しお伺いしたいと思ひます。○二五を期末手当に増額して出すことができるという規定は、中央の各官庁を拘束するものであると、つまり各官庁の義務的な規定であるかどうか、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(鈴木俊一君)　これは今回の改正せられようとしております給与法におきましては、各省各庁の長が、俗語で申しますと、各省各庁の長が○・二五の範囲内で定める割合のものを今までの期末手当の上にプラスして増額支給することができ、こういうことでございまして、各省各庁といひましては、そういう権能といひますか、権限を法律上与えられた、こういうことであると思ひます。ですから、純粹の法律論といひましては、すべて任意的な規定である、こう言わざるを得ないと思ひます。

○伊能芳雄君　これを今度は地方団体に当てはめた場合に、国家公務員の例に準ずるといふ規定によつて当てはめていくとやっぱり地方団体も法律的には厳格なそういう権限を与えられたというだけで出さなければならぬ義務

は地方団体に生じていないと解されるかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君)　ただいまの点でございまして、前段の質問の点をさらに補足して申し上げた上で申し上げますが、制度上は国家公務員の場合には任意的な規定であらうかと思ひますが、ただひとしく国といふ一つの雇用者のもとに働く国家公務員でございまして、各省各庁の長が定める割合と申ししても、甲の省と乙の省とで勤務する同じ国家公務員に対して期末手当が違ふということは、やはりイコール・ワーク、イコール・ペースという国家公務員法の基本的な原則からいふと少しやひり問題があると思ひます。この制度上は任意でございするけれども、結局そういう国家公務員法の精神からいひましてやはり各省各庁といひましてはお話し合ひをされて同じ線で支給をされるというふうになるのが私は結果ではないかと思ひます。

そこで地方公務員の場合も、制度上はそれをそのまま受けるわけにございまして、それから申します、公務員法上のいふ一つの基本精神がくついつてやはり地方にも流れていくことになるだらうというふうには私は思ひます。

○伊能芳雄君　各省各庁の問題はおそらくかなり調整がしい問題だと思ふ。人件費なども節約の余地がありま

ないか、それに対して自治庁はどういふふうな立場で御指導になりますか、どういふふうな方針で御指導になりますか。

○政府委員(鈴木俊一君)　自治庁といひましては、地方公務員に対する全般的な考えとまた地方財政全般につきま

つきます。それから上級の警察公務員等に

上に入れた、地方の当局として考えら

る。その場合に問題は、それでは財源

○委員長(松岡平市君)　ちよつと私か

らそれに関連して明らかにしておきたいのですが、今度○・二五までは各省各庁で支給できると先ほどあなたが御説明になったようにひとしく国家の雇用者である公務員に対して、ある省では○・二五ふやし、ある省では○・二ふやすというところは私はあり得べからざることをと思ひます。そして○・二五までふやせるということならば私はどの会派が一つ○・二五まで、省でも会でもかまわぬが、ふやせば私は全体として○・二五までふやさなければならぬものと考へてゐる。従つて本日本院を通過した新しいあの期末手当の法律については私は非常な疑念を持つてゐるのですが、それが波及するのは今伊能委員が言われるように、地方においてもこれはやられてよい、やらなくてもいい、○・二五まではやってもいいのだ。地方公務員は国家公務員に準ずるという規定から援用されてやるところとやらんとするところがあるかもしれぬ。そのこととどう思ひますか、私はこれはやらなければいけないのだ、国家公務員についても今言うようにすべてが○・二なら二だということであれ

うあるうとも地方公務員である限りは国家公務員に準じて○・二まではやらなくちゃならないものだと思ひます。財政上の措置ができるかできないかというところについては、これは今言う方法にできないものについては何らかの方法を講ずるといふことになる。何とかして自己財源で、ともかく予算の範囲内で工夫して出せとおしやるだけで、出してはいけなかつたか、出さなくてもよろしいといふことはあり得ない。国家公務員がもつただけのもの

は……国家公務員は一律になるわけですが、○・二五になさるのか、○・二になさるのかしらんが、これはいづれ国家がやりになるでしよう。しかしおやりになったものにつきましては地方公務員はこれに準ずるのですから地方もやらなくちゃならぬ。やる場合には財政上余裕があるうがなるが、国家公務員をかかえておる以上は何とかして経費を節約してやらなくちゃならぬのだと、私はこういふふう

なつてくると思ひますが、その見解を明らかにしていただきたい。今やらの内容の違ひによつてはばらばらでもよろしい、ある県は○・二五やるが、市は○・二でよろしい、貧乏な町村は○・〇五でもよければ、あるいはやらなくてもいい、こういう御見解を自治庁お持ちになれるかどうか。私はそれは違ふと思ひますが、この機会にはつきりしておきたい。

○政府委員(早川崇君)　制度上は委員長の言われるような義務はないと私は思ひます。ただ実際上は同じ地方自治体の官庁の中に国家公務員と机を並べているような人も出てくる。また教育特別法、警察法並びに地方公務員法におきましては給与その他いろいろの手当の決定に當つては民間会社なり、あるいは国家公務員なりに与える給与を参考にしなければならぬという規定がございしますので、その判断を義務づけるものではないと思ひます。地方自治体の本質が失われますから制度上は義務はないと考へますが、実際上は自治庁の行政指導といひましては国家公務員に準じて支給するのが望ましいとい

る期待の意思表示は自治庁としては現にいたしておるわけでございます。しかし御承知のように旧内務省のごとき監督権も勧告権もございせんからあくまで準じて支給するように期待するといふ範囲内での意思表示を自治庁としてはいたしておるわけでございませう。

○高橋進太郎君 利子補給のことですが、今度衆議院の修正規定で、三分五厘という数字が出たのですが、各種団体によって赤字の程度も違うと思うのですが、一応三分五厘の利子補給というあの修正案をいれて、一番ひどい団体で何年くらいかかるのか。そこら辺の実態調査をしたものがあれば御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) これは一つの前提があるのですが、来年度の財源措置がどの程度かによつて違つて参ります。現状の財源で本年の状態から予想しますと、果では十年、十一年くらいまでかかると思ひます。これは十五年も十七年もかかる団体が多あるかと考へておきます。

○高橋進太郎君 そこで今前提の問題ですが、先ほど次長のお話では、約二百億程度のものでは、来年度はこれは再建団体の実態に応じてワツクの問題は考へると、こう言われますけれども、一応二十九年度までの決算から見れば六百億に近いものがあるといふことになつて、従つてやはり一応そのワツクが現在の予定されている二百億というものを、あるいは四百にするとか、五百にするとか、そういう工合に一応の目安を考へないと、依然として悪循環といひますが、その赤字償といふものがたな上げされない状態ができると思ふので

ですが、その間の事情はどうなるのでしょうか。

○政府委員(後藤博君) 先ほど次長がおっしゃいましたのは、本年度大体二百億ほどやりまして、必要があれば本年度内にさらに増加する。それから三十一年度にもやはりもちろん必要であります。これは私どもは今三百億程度の要求をいたしております。しかし、これは幾らにきまるかといふことは、きましても、再建団体がどうしてもこれだけは再建償でたな上げしたいといふことであらば、それに必要な額をくつづけなければなりません。従つて、そういう意味では、投融資の当初の計画で幾らときめようと、あとから追加して必要に応じて伸ばしていくといふことになる。かようなことを申し上げたと思ふのです。

○高橋進太郎君 それからもう一点お聞きしたいのは、今のうちに再建赤字団体の、長いところでは利子補給して十二、三年かかると思ふところ、なんですが、同時にこの赤字の出た原因についてはいろいろあると思ふのですが、一つには今度の給与の実態調査等を見ましても、非常に各府県あるいは各団体ごとに給与実態というものが一がいと言えないわけなんです。国家公務員と比較してみても……これは一つにはやはり財源の偏在と言ひますが、現在の地方財源、あるいは地方税制といふものの体系上の私は欠陥ではなからうかと思ふのです。それで三十一年度において抜本的に考へられるときに、そういう点から見ると、この交付税のようなブルルして分けられるようなものももう少しウェイトとしては大きくなつて、そうして今偏在

している地方税については、多少それをまあ適に吸い上げるなり、あるいはまた適当な措置を講ずるなり何なりして、何か税財源の、あるいは地方税体系の調整といふものを行ないたい限りは、まあある意味から言へば、貧乏人はいつまでも貧乏で、しかも赤字をかかえていくといふと、長い間その借金返済、赤字返還団体のような形になつて、何ら地方団体としての積極的な機能を果し得ないという結果になりやしないかと思ふのですが、そこいらの御配慮なり何なりはどうか考へておられるか……。

○政府委員(後藤博君) 地方財源の偏在をある程度は正しようとお話だろつと思ひますが、私どもはやはり本筋は税財源を与えていくと、これがまあ自治団体として本来のあり方だろうと、かように考へておられます。従ひまして、調整財源の交付税のようなものややはりできるだけ少くしていくという建前が自治の建前から出てくる結論ではなからうかと、かように考へております。しかし、調整財源の方が金の効率はいいわけでありまして、従つて、そちらの方だけをれば、やはり調整財源をふやしていいものじゃないかといふ御議論もあるかと思ひます。従ひまして、調整財源をふやすのは、私どもはある一定の限度があるのではないかと、まあ極端なことを言へば、現在の地方税の偏在の多いやつを交付税に回したらいのじゃないか、こういう御議論もあるかと思ひます。しかし、そうなりまして、われわれ財源調整に便しました場合に、財源調整をいたします場合に見るべき

財政需要といふものは、やはりあるべき財政需要でなければなりません。そうなりまして、やはりあるべき財政需要と、それから現実の財政需要とが合わない場合に、やはりその団体では足りないといふ問題が起つてくるのであります。従つて、税でありまれば、多少自然増収といふものもございまして、偏在といふ欠点はございまして、税で与えておく方がやはり本来の姿ではないかと、かように考へられるわけでありまして、絶対にいけないとは思ひませんが、やはり筋としては税財源をふやしていくのが筋ではないかと、かように考へておるわけであり

○高橋進太郎君 その点が私は非常に財政部長と見解を異にするのですが、まあ端的に言つて、現在の人口がちょうど都市に今偏在するように、現在の税体系であるところ、どうしても都市とか、あるいは大工業都市とか、そういうたようなところの地方財政といふものが非常に楽で、抽象的に言つて……、そうして農村とか、特に府県なんかでは農村からの税金は今まではほとんど取れないし、また取つていないといふこと、しかも都会がなければ、遊興税とか、そういうものもほとんど財源にならぬ、あるいは事業税のようなものも取れぬ、こういうたような形になつて、幾ら税財源を与えても、それが非常に偏在するようになつてくるのです。が、そこいらがうまく比較のあんばいし得るような税財源といふものは考へ得るのでしょうか、そこらの見解を聞かしていただきたい。

○政府委員(後藤博君) もちろん地方

税には偏在といふ問題がございまして、これは偏在の度合いの独立財源を与えていくといふ方向でなければならぬと思ひます。そうなりますと、現在ではたばこの消費税といふものが一番偏在度が少ない、しかも安定した税源でございまして、これが地方税として最も格好ではないか。地方制度調査会でも、たばこの消費税をふやしていくようにと、こういう御意見もございまして、偏在度が全然ないわけではあります。が、割合にない。従つて、地方交付税よりも地方団体の財源としてはいいのではないかと、かように考へております。

○高橋進太郎君 もう一点最後にお聞きしたいのですが、現在赤字償の問題もさることながら、地方の起債の問題につきましても、いろいろ財源となる、あるいは原資となるところの郵便貯金の伸びといったようなものもきわめて悪いという状態、政府資金もそう思うように借りられぬ、そこいらに非常に隘路があると思ふのです。ところが一方普通の民間会社では、比較的自由に、しかも最近の金融状態からいふと比較的案に起債がやり得ると、こういうのです。そういふところから考へてみると、今のうちに地方債といふものを一括何か政府のワツクの中に入れておいて、そうしてやるということは不適当なもので、何か収支のバランスのとれるものであるとか、十分やっていると、むしろこれは自由にかして保護するなり、あるいは金融機関から借りられるようにしていった方がいいのではないかと思ふのですが、そこらの御見解はどうですか。

○政府委員(早川崇君) ただいまの高橋委員のお話は、現に例年政府の一般の預金部資金で引き受けるのと、また一般の公募による分と二つございまして、今申されたのは、消極的な公債といえますか、従来四千億になんなんとする公債の中で、一般経費を穴埋めするための地方公債が非常に多いことは、実は一般健全財政の建前から申しますと、これは全く国のしわざで地方にきていふという姿でありまして、そこでできるだけ公債政策として来年度とりたいのは、その一般経費というものは起債によらない。むしろ全面的にはいきませんが、その方針で進んでいきたいと思う。それにはまた大蔵当局と財源の問題で相当争わなければならぬ問題が残されております。と同時に、積極的公債、いわゆる事業公債、水道とか、あるいは電源を開発する、そういうものは、できるだけ今も言われましたような一般の公庫、金融機関に持たすという方法をとりたい。さらに現在自治庁で考えておりますのは、そういう地方債を処理する公庫、これは大蔵当局のまだ賛成は得ておりませんが、そういうもので一括消化できるような機関をも設けたい。かように考えて目下研究中でございます。

○高橋進太郎君 それで今政務次官のお話でございましたが、私はやはり自治金庫と申しますか、地方金庫と申しますか、私はそういうやつがぜひ必要だと思ふ。先ほどの税の偏在のこともありました、いつでも全部が国にだけたよるといふ、こういう形はまずいので、地方自治体も相互に助け合ふ、言いかえすれば税制その他いろいろの関係で、私はやはり余裕のある

地方団体もあると思うのですよ、従つて全部これを中央にたより、もしくは政府にたよるといふことのほかに、やはりお互いに助け合ふという意味から、ぜひ地方金庫のようなものを作つて、そうして政府の出資もさることながら、お互いにやり余裕のあるところから、お互いに預金して、そうしてお互いに助け合つていくことが必要だと思ふのですが、何か聞くところによれば厚生省等に水道のみについて、水道金庫を作ろうという案があるように聞いておるのです。しかしながら、これは私はやはりまずいので、起債のような、あるいは金融のようなものは総合性があつて初めてその目的が達成するので、地方のいろいろな事業について、いや、水道金庫であるとか、ガス金庫であるとか、そういう事業別に金庫を作つて、何と申しますか、支離滅裂な金融政策というものをとるべきではない。むしろ今申し上げたような、地方自治が相互扶助のような意味で、総合的な地方金庫というものを作るべきだと考えるのですが、どう自治庁としてはお考えになっていきますか。

○政府委員(早川崇君) 厚生省で考えております水道の金庫というものは、われわれとしてはお説のように反対でございます。御案内のように自治庁といたしましては、先ほど申しました公債のための金庫を作りたい、そのために共済組合その他の資金も五、六十億いつでも浮いておるわけですね。それを市中銀行なんかに預けておる。そういうものも入りたい。ただ大蔵省がそういうものは保障しなきゃなりません。その点で話が行き悩んでおるわけでございますが、先ほどの租税政策

も、森下委員のお説を承わつて、非常に同感だと思ふのですが、今後自分のことは自分で始末をつける、これは私自治の精神であり、また民主主義の精神であると思ひます。単に公債の問題のみならず、自主財源の問題につきましても一挙にはいきませんが、一歩一歩、市町村その他、自治体は自分のことは自分でやるという方向に少しでも前進させていきたい。その一環として公債処理の問題も考えたい。かように考えております。

○委員長(松岡平市君) 昨日の委員長理事打合会で、ただいま議題に供してあります両法案は、明日の十二時半までに採決を終るように取り運ぶというふうにいたしました。従つてそのために要する討論、あるいは質疑等は、この採決の時間を見計らつていたすことにしたい、かように考えております。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松岡平市君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後五時十五分散会